

平成 29 年 11 月 21 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに係る検討への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西豊美

救護施設は、生活保護法第 38 条に規定される保護施設のひとつであり、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」と定められています。救護施設の利用は生活保護実施機関（自治体）の措置により行われ、障害や疾病等により日常生活に困難を抱える要保護者の安心安全な暮らしを支えるセーフティネットとして、重要な役割を担っています。

現在、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、法改正を要する事項に係る平成 30 年通常国会への法案提出を含めた、制度の見直しに向けた検討が進められており、「保護施設の在り方」が居住支援に係る論点のひとつに掲げられています。

全国 180 施設を超える私たち救護施設は、居住と生活に係る総合的・包括的な支援を必要とする全ての人々にとってのセーフティネットの役割を果たしつつ、地域生活が可能な利用者については積極的にその地域移行を進めるとともに、地域の生活困窮者に対して、救護施設がこれまで培ってきた機能を生かした支援を幅広く展開していく所存です。

こうした取り組みをより一層積極的に推進するため、今般の制度見直しにあたって以下のとおり要望しますので、何卒特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しにあたって、救護施設（保護施設）への配慮をお願いします

救護施設（保護施設）利用者の地域生活への移行や、地域生活に移行した元利用者及び地域の生活困窮者の支援について積極的に推進できるよう、事業や職員配置、施設・設備の活用について柔軟に対応できる仕組みの検討をお願いします。

救護施設（保護施設）が、生活保護制度のもとで、今後もセーフティネットとしての役割・機能を十分に発揮できるよう、予算・制度上の配慮をお願いします。